

公営企業経営室関係資料

1. 交通事業関係資料	1
2. 電力システム改革関係資料	4
3. ガスシステム改革関係資料	8

船舶の環境対策・バリアフリー化の促進について

1. 制度の概要

公営船舶運航事業における、船舶の環境対策・バリアフリー化の促進に要する経費について、一般会計繰出の対象とするもの。

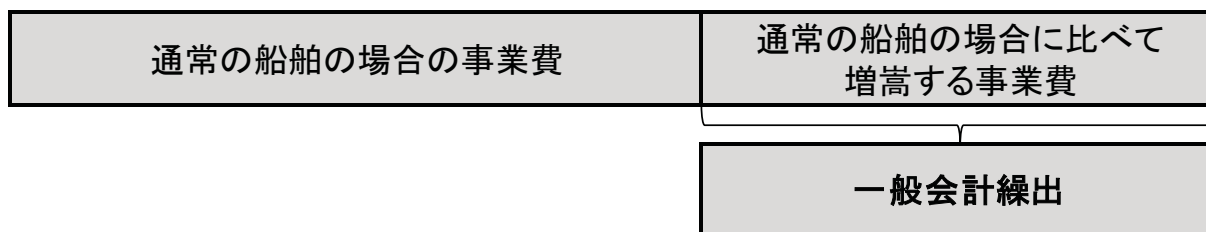
※ 平成26年度から5年間に限り、特例的に措置を行うもの

2. 対象事業の例

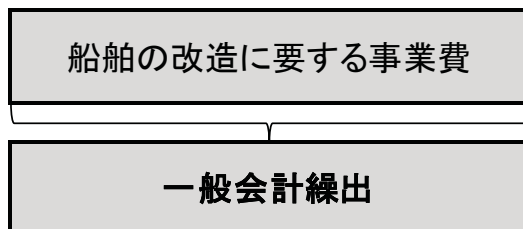
- (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有旅客船建造の対象となるスーパーエコシップの建造
- 海上交通低炭素化促進事業費補助の対象となる低炭素化改造等事業
- 地域公共交通確保維持改善事業費補助の対象となる高度バリアフリー化船の建造 等

3. 財政措置スキーム

①建造の場合



②改造の場合



【参考】 H27地方財政計画計上額

1億円

(参考1) 制度創設の背景

- H24年度の交付税算定意見において、鹿児島市から船舶の環境対策・バリアフリー化に係る地財措置の要望あり。
- 政府はエネルギー基本計画に基づき二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に取り組んでいるところであり、船舶についても環境対策を推進する必要性が高い。
- H18年6月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により、新設する船舶のバリアフリー基準への適合を公共交通事業者に義務付けている。
- バス車両の環境対策についてはH3年度から、バリアフリー化についてはH4年度から地財措置を講じているが、環境対策・バリアフリー化の促進の必要性は船舶も同様。



上記を踏まえ、環境対策・バリアフリー化に係る地財措置の対象を、船舶に拡大するもの。

(参考2) 対象事業について

① 環境対策

スーパーエコシップ等の建造 ……船舶の**建造**

- (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有旅客船建造の対象となる、「スーパーエコシップ」又は「二酸化炭素低減化船」の建造

海上交通低炭素化促進事業 ……船舶の**改造**

- 海上交通低炭素化促進事業費補助の対象となる、船舶の低燃費化に資するプロペラ等の改造

② バリアフリー化

バリアフリー化設備等整備事業 ……船舶の**建造又は改造**

- 地域公共交通確保維持改善事業費補助の対象となる、高度バリアフリー化船舶の建造又は既存船舶のバリアフリー化改造

改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立)の概要

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進
等

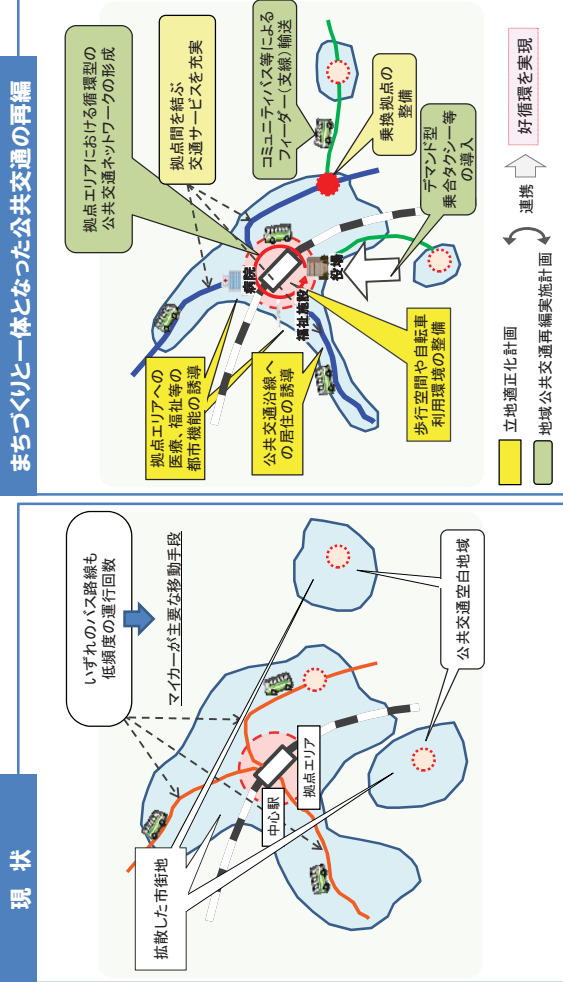
目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ



※富山市、熊本市、豊岡市、三条市等の取組を参考として作成

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築
するため、事業者等が地方公共団体の
支援を受けつつ実施

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離)

地域公共交通再編実施計画

地方公共団体が事業者等
の同意の下に策定

実施計画

実施計画

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

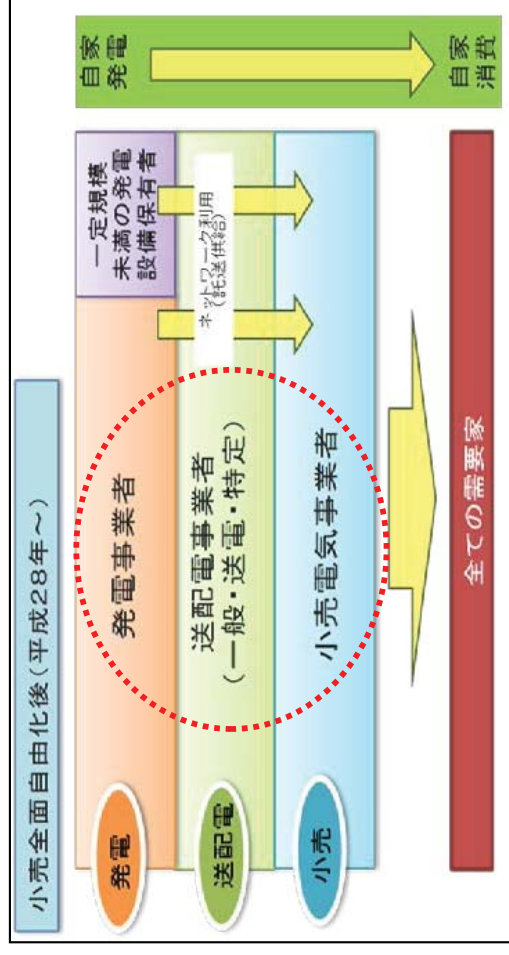
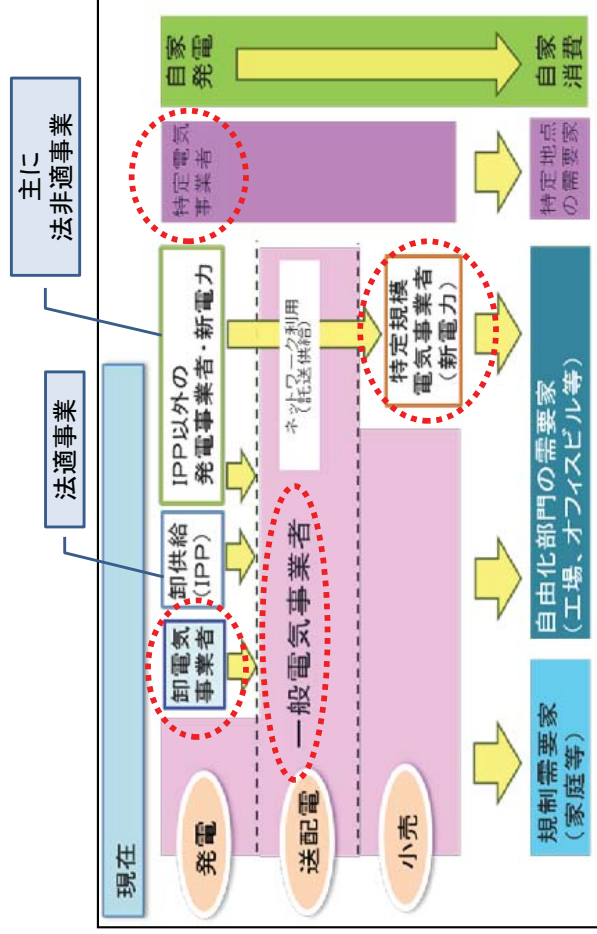
※改正地域公共交通活性化再生法については、平成26年11月20日に施行

電力システム改革への対応

平成25年4月2日、「電力システムに関する改革方針」が閣議決定され、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の一層の確保、という3本柱の改革を行うこととされている。

	実施時期	法案提出時期
【第1段階】 広域系統運用機関(仮称)の設立	平成27年(2015年) 目的	平成25年臨時国会において成立 (第2、第3段階改正のプログラム規定あり)
【第2段階】 小売及び発電の全面自由化	平成28年(2016年) 目的	平成26年(2014年)通常国会において成立
【第3段階】 法的分離による送配電部門の一層の確保	平成30年～平成32年 (2018年～2020年) 目的	平成27年(2015年)通常国会に法案提出することを旨す

「電気事業」概念の見直し(※赤点線囲みが「電気事業」)



※経済産業省資料を一部加工

(論点1)「経済産業省令で定める要件」について(見直し案)

○前回WGにおける意見を踏まえ、主に自家発自家消費のために発電設備を維持・運用する事業者に一定の配慮措置を講ずる観点から、以下の3つの要件のいずれをも満たす発電設備(系統への連系点単位で捕捉。以下同じ。)について、発電設備ごとの託送契約上の同時最大受電電力(同時に逆潮可能な電力の値)を事業者単位で合計し、その値が1万kWを超える事業者とすることとしてはどうか。

①当該発電設備の発電容量(kW)に占める託送契約上の同時最大受電電力(kW)の割合が5割を超えること(※)。 [P.5参照]

※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えること。

②当該発電設備の年間の発電電力量(kWh)(所内消費量等を除く)に占める系統への逆潮流量(kWh)(特定供給等を除く。)の割合が5割を超えること(※)(自家発自家消費率が5割以下であると見込まれること。)。 [P.6参照]

※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えることが見込まれること。

③当該発電設備の発電容量が1000kW以上であること。 [P.7参照]

○なお、こうした要件に該当しない電源であっても、系統に接続しており、かつその発電設備の発電容量が1000kW以上である場合には、特定自家発電用電気工作物(以下「特定自家発」という。)に該当することになり、国による供給勧告の対象となりうることから、安定供給確保に大きな支障はないものと考えられる。

要件①

託送契約上の
同時最大受電電力
——
発電設備の発電容量

> 50%

ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が10%を超えること。

要件②

系統への逆潮流量 - 特定供給等分
——
総発電量 - 一所内消費量

> 50%

ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が10%を超えること。

要件③

発電設備の発電容量 ≥ 1000kW

※なお、ある発電設備が要件①～③を満たすかどうかを判断するにあたっては、系統への連系点単位で判断する。

これら3つの要件をいずれも満たす発電設備のみについて、その同時最大受電電力の値を事業者単位で合計し、1万kWを超えるかどうかを確認する。

改正電気事業法 抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十三 (略)

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五～十八 (略)

※経済産業省 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 第8回制度設計ワーキンググループ資料より

総行行第 1 2 2 号
総財営第 6 1 号
平成 26 年 7 月 4 日

各都道府県総務部長 殿
(契約担当課・市町村担当課扱い)
各指定都市財政局長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

総務省自治財政局公営企業経営室長

地方公共団体が行う売電契約について

平成 24 年 4 月 3 日付で閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に基づき、「地方公共団体が行う売電契約について」(平成 24 年 4 月 25 日付け総行行第 62 号、総財営第 36 号自治行政局行政課長、自治財政局公営企業経営室長通知)を発出したところですが、この度、第 186 回国会における電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえ、改めて下記のとおりお知らせしますので、売電契約を締結する際にはご留意願います。

なお、各都道府県契約担当課及び各指定都市契約担当課におかれては、公営企業関係部局に、各都道府縣市町村担当課におかれては、貴都道府県内各市町村及び一部事務組合等に、周知願います。

記

地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項及び第 2 項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされていること。なお、随意契約については、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項又は地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 21 条の 14 第 1 項に規定する事由に該当する場合に締結することができるものであること。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局行政課

担当：泉水専門官、米岡係長

TEL 03-5253-5510

総務省自治財政局公営企業経営室

担当：佐藤補佐、御手洗係長

TEL 03-5253-5639

電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）（抜粋）

政府は、電力システム改革を着実に推進するため、本法施行に当たり、以下の点に留意すること。

一～四（省略）

五 電力の小売全面自由化に伴い、新規事業者に対する送配電網への公平な接続の保証や需要家情報の共有等を通じて、新規事業者が電力小売市場に参入することが阻害されることなく、現在の一般電気事業者と公平に競争できる環境を整備すること。また、新規事業者の電源調達を容易にするため、引き続き、地方自治体による電源の売り入札の促進に加え、電力会社における余剰電力の供出の促進等を通じ、卸電力市場の活性化に向けて必要な措置を講じるものとする。

六～九（省略）

電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）（抜粋）

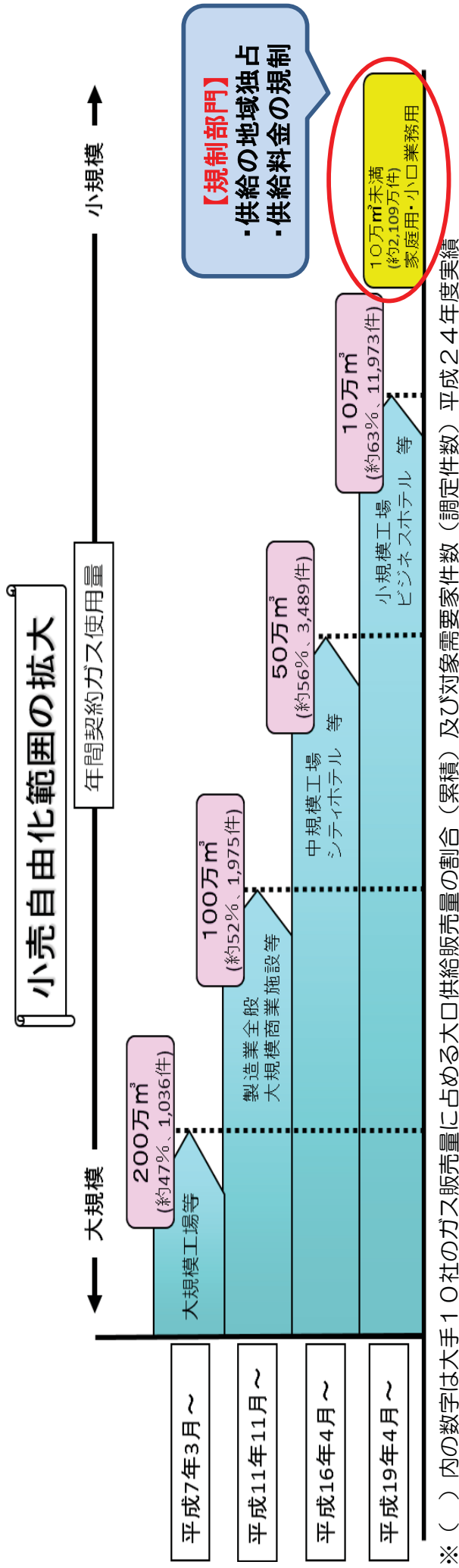
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 電力の小売全面自由化に伴い、新規事業者に対する送配電網への公平な接続の保証や需要家情報の共有等を通じて、新規事業者が電力小売市場に参入することが阻害されることなく、現在の一般電気事業者と公平に競争できる環境を整備すること。また、新規事業者の電源調達を容易にするため、引き続き、地方自治体による電源の売り入札の促進に加え、電力会社における余剰電力の供出の促進等を通じ、卸電力市場の活性化に向けて必要な措置を講じるものとする。さらに、新規参入や技術開発等の促進は、経済成長につながるものであり、政府の諸方針においても明確に位置付けるものとする。

二～七（省略）

ガスシステム改革への対応

平成25年11月より「ガスシステム改革小委員会」において、新たなサービスやビジネスの創出、競争の活性化による料金抑制等を目的として、ガス事業者を調達・供給設備により4つのグループに分類し、それぞれの特徴を踏まえながら小売の自由化範囲の拡大等について検討が行われている。



ガスシステム改革小委員会における事業分類

一般ガス事業分類	調達・供給設備	事業者数
第1グループ	多数のLNG基地、大規模導管	3事業者 (公営なし)
第2グループ	LNG基地、一定規模の導管網	6事業者 (うち公営1)
第3グループ	導管による卸売での調達	119事業者 (うち公営22)
第4グループ	タンクローリー等による調達	81事業者 (うち公営5)